

川崎市消費者行政推進計画

—令和5（2023）年度～令和7（2025）年度—

川崎市

令和5（2023）年3月



はじめに

川崎市長

福田 紀彦



私達を取り巻く社会経済環境は、消費者ニーズに対応した商品・サービスが提供され選択幅が拡大する中、インターネット通販やキャッシュレス決済の急速な普及など、消費生活のデジタル化の進展や近年の新型コロナウイルス感染症の影響等により大きく変化しています。このように、消費者の利便性が向上する一方で、インターネット関連の悪質且つ巧妙な手口による新たな消費者トラブル、依然として絶えない高齢者の消費者被害等、消費者被害は複雑化及び深刻化しております。

一方、法改正の影響を見てみますと、令和4(2022)4月には、民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳及び19歳が消費者トラブルに遭った際に、「未成年者取消権」が行使できなくなりました。そのため、契約に関する知識や経験が不足している若年者をターゲットとした消費者被害の拡大が懸念されています。また、靈感商法を含む悪質商法の被害救済に向け、令和4(2022)年12月に「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が制定され、今後の消費者行政としての対応が注目されております。

本市においては、適切な消費行動を実現できるよう消費者の権利の尊重と自立支援に向けた取組を行うため、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、消費者行政の方針を明確にした3か年の消費者施策の総合計画として「川崎市消費者行政推進計画」を策定し、消費生活の安定及び向上に向けた施策を推進してまいりました。そのような中で、消費生活相談件数は4年連続で10,000件を上回り、相談内容も複雑化してきています。また、高齢者における被害総額も高額で深刻化してきているなど、若年者から高齢者まであらゆる年代から相談が寄せられている状況です。

このたび、こうした社会経済環境の変化による課題に的確に対応するため、「川崎市消費者行政推進計画—令和5(2023)年度～令和7(2025)年度—」を策定いたしました。

今回の計画では、今までの取組に加え、若年者から高齢者までのライフステージに応じた消費者教育の推進、消費生活相談機能の更なる充実及びSDGsに貢献する消費者等を育てる消費者教育の推進に取り組むこととしています。新しい取組を進めることで「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」の実現を目指してまいります。

計画期間内の令和6(2024)年には、市制100周年という大きな節目を迎えます。次の100年に向けて、引き続き、「SDGs未来都市」として「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまちかわさき」を目指して取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和5年3月